

2011年(平成23年)10月26日

原子力損害賠償紛争解決センターにおける和解仲介手続を 全国各地で実施することを求める会長声明

兵庫県弁護士会

会長 笹野 哲 郎

1. 文部科学省の原子力損害賠償紛争審査会は、原子力発電事故による損害賠償にかかる和解仲介の手続を実施する組織として、原子力損害賠償紛争解決センター（以下「センター」という。）を設置し、センターは本年9月1日から和解仲介申立ての受付を開始した。

受付開始初日に6件の申立てがあったことを皮切りに、現在では80件を超える申立があるとのことであり、今後多くの被害者がセンターによる和解仲介を利用することが予想され、被害者が迅速かつ適正に救済されることが期待される。

震災発生から6ヶ月でセンターの運用が開始されたことは、被害者の救済が一日でも早く実現できるよう、関係各所による努力の賜物であり、当会としてもこのような関係各所の努力に敬意を表する。

2. 一方で、このたびの福島第一・第二原子力発電所事故（以下「本件事故」という。）の被害者は、福島県内のみならず、全国各地に避難しており、現状における対応体制では、不十分であることは否めない。

すなわち、現在、和解仲介手続にかかる業務は、センターの東京事務所（東京都港区）及び福島事務所（福島県郡山市）のみにおいて実施され（原子力損害賠償紛争センター和解仲介業務規程4条第1項、以下「業務規程」という。）、和解仲介手続において当事者から直接意見を聴取する場合、原則としてセンターの東京事務所又は福島事務所のいずれかの場所において開催することとされているが（業務規程24条第2項本文）、これでは福島県内や東京以外の地域に避難している被害者に対する救済として不十分といわざるを得ないのである。

3. 本件事故の被害者は全国各地に避難している状況であり（8月25日現在の全国避難者数82,945人、8月31日付東日本大震災復興対策本部事務局発表）、兵庫県内においても当会で把握しているだけで421世帯、1017名もの被害者が避難している状況である（9月5日付各自治体回答）。

既に、当会は被害者に対する説明会を10月1日、15日に実施したが、損害賠償請求に関する関心は高いものの、東京・福島といった遠方にあるセ

ンターは利用しにくいとの声が出ている。大阪における説明会でも同様の状況とのことである。

このような状況からみても、福島県内のみならず、全国各地の避難者にこれ以上の負担をかけることのないよう、でき得る限り、被害者の避難先において、和解仲介手続を実施できる体制を整えることが必要なのである。また、民法上は、弁済は債権者の住所地において行うものとされており、遠方に避難した債権者たる被害者が、東京事務所や福島事務所に赴くことを強いられる理由は無いとも言える。そもそも被害者は、原子力発電事故という自らの責めに帰すことのできない事情により、遠方への避難を余儀なくされているのであるから、損害賠償請求に関してもできるだけ被害者側の事情を考慮すべきであり、避難先にセンター事務所を設置すること等により、和解仲介手続を利用する被害者の負担を最小限に抑えるよう配慮するのが当然である。

なお、業務規程上、適当と認めるときは適宜の場所において開催する手続（24条第2項但書）、音声の送受信により同時に通話をする方法による手続（同条第3項）が設けられているが、被害者救済の視点に立てば、被害者の避難先において手続が実施され、仲介委員と被害者が直接顔を合わせて意見聴取をすることが経済的・心理的負担軽減にとって肝要であることから、東京・福島のみによる手続を原則とする現在の体制はなお不十分である。

4. 以上のような状況を踏まえ、当会は、全ての原発事故被害者に迅速・適正な損害賠償請求に関する手続的な救済がなされるよう、センターの和解仲介手続を行う事務所を全都道府県の県庁所在地、それが不可能ならばせめて、全ての高等裁判所所在地及び避難者の多い都道府県に設置するよう要望する。近畿地方においては、少なくとも大阪に置くことは必須である。

なお、本年3月15日の緊急決議で誓ったとおり、当会としても阪神・淡路大震災を経験し、多くの教訓を得た弁護士会として、力の限りを尽くし、あらゆる支援を行う所存であるが、実際にセンターが各地に設置された場合、和解仲介委員・調査官等の業務を担う弁護士の推薦等、あらゆる協力を行う用意があることを付言する。

以 上